

平成29年10月24日（火）
第133回市町村職員を対象とするセミナー
（厚生労働省 講堂）
13:00～16:00

がん教育について

●
初等中等教育局 健康教育・食育課
学校保健対策専門官
北原 加奈子



文部科学省

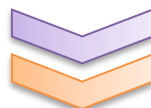
MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

教育課程編成の基本的な考え方

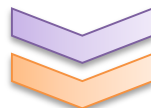
国

学習指導要領など、学校が編成する教育課程の大綱的な基準を制定



教育委員会（設置者）

教育課程など学校の管理運営の基本的事項について規則を制定



学校（校長）

学校や地域、児童生徒の実態等を踏まえ、創意工夫した教育課程を編成・実施

教育課程に関する法制上の仕組み

法律

学校教育法

各学校段階ごとに教育の目的、目標などを規定。また、教科に関する事項は文部科学大臣が定めることを規定。

省令

学校教育法施行規則

各教科等の構成、年間標準授業時数を規定。また、教育課程については、文部科学大臣が別に公示する学習指導要領によることを規定。

告示

学習指導要領

全国のどの地域で教育を受けても一定の水準の教育を受けられるようにするための、各学校で教育課程（カリキュラム）を編成する際の基準

教育課程全般にわたる配慮事項や「総合的な学習の時間」の取扱いなどの総則と、各教科、道徳及び特別活動の目標、内容及び内容の取扱いを規定。

文部科学省 著作物

学習指導要領解説

総則及び各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動について、学校種ごとに、学習指導要領等の改善の趣旨及び内容について解説したもの。

小学校学習指導要領（平成20年3月告示）

第9節 体育

第2 各学年の目標及び内容

〔第5学年・第6学年〕

2 内容

G 保健

（3） 病気の予防について理解できるようにする。

エ 喫煙、飲酒、薬物乱用などの行為は、健康を損なう原因となること。

3 内容の取扱い

（5） 内容の「G保健」については、（3）を第6学年で指導するものとする。

【解説】

○喫煙、飲酒、薬物乱用と健康

喫煙については、せきが出たり心拍数が増えたりするなどして呼吸や心臓のはたらきに対する負担などの影響がすぐに現れること、受動喫煙により周囲の人々の健康にも影響を及ぼすことを理解できるようにする。なお、喫煙を長い間続けると肺がんや心臓病などの病気にかかりやすくなるなどの影響があることについても触れるようにする。

その際、低年齢からの喫煙や飲酒は特に害が大きいことについても取り扱うようにし、未成年の喫煙や飲酒は法律によって禁止されていること、好奇心や周りの人からの誘いなどがきっかけで喫煙や飲酒を開始する場合があることについても触れるようにする。

中学校学習指導要領（平成20年3月告示）

第7節 保健体育

第2 各分野の目標及び内容

〔保健分野〕

2 内容

（4） 健康な生活と疾病の予防について理解を深めることができるようにする。

ウ 喫煙、飲酒、薬物乱用などの行為は、心身に様々な影響を与え、健康を損なう原因となること。また、これらの行為には、個人の心理状態や人間関係、社会環境が影響することから、それぞれの要因に適切に対処する必要があること。

3 内容の取扱い

（1） 内容の（4）は第3学年で取り扱うものとする。

（8） 内容の（4）のウについては、心身への急性影響及び依存性について取り扱うこと。また、薬物は、覚せい剤や大麻等を取り扱うものとする。

【解説】

○喫煙と健康

喫煙については、たばこの煙の中にはニコチン、タール及び一酸化炭素などの有害物質が含まれていること、それらの作用により、毛細血管の収縮、心臓への負担、運動能力の低下など様々な急性影響が現れること、また、常習的な喫煙により、**肺がん**や心臓病など様々な病気を起こしやすくなることを理解できるようにする。特に、未成年者の喫煙については、身体に大きな影響を及ぼし、ニコチンの作用などにより依存症になりやすいことを理解できるようにする。

喫煙、飲酒、薬物乱用などの行為は、好奇心、なげやりな気持ち、過度のストレスなどの心理状態、周囲の人々の影響や人間関係の中で生じる断りにくい心理、宣伝・広告や入手のし易さなどの社会環境などによって助長されること、また、それらに適切に対処する必要があることを理解できるようにする。

高等学校学習指導要領（平成21年3月告示）

第6節 保健体育

第2 保健

2 内容

（1）現代社会と健康

イ 健康の保持増進と疾病の予防

健康の保持増進と**生活習慣病**の予防には、食事、運動、休養及び睡眠の調和のとれた生活を実践する必要があること。

喫煙と飲酒は、生活習慣病の要因になること。また、薬物乱用は、心身の健康や社会に深刻な影響を与えることから行ってはならないこと。それらの対策には、個人や社会環境への対策が必要であること。

3 内容の取扱い

（2） 内容の（1）のイの喫煙と飲酒、薬物乱用については、疾病との関連、社会への影響などについて総合的に取り扱い、薬物については、麻薬、覚せい剤、大麻等を扱うものとする。

【解説】

○生活習慣病と日常の生活行動

生活習慣病を予防し、健康を保持増進するには、適切な食事、運動、休養及び睡眠など、調和のとれた健康的な生活を実践することが必要であることを理解できるようにする。その際、**悪性新生物**、虚血性心疾患、脂質異常症、歯周病などを適宜取り上げ、それらは日常の生活行動と深い関係があることを理解できるようにする。

○喫煙、飲酒と健康

喫煙、飲酒は、生活習慣病の要因となり**健康に影響**があることを理解できるようにする。

その際、周囲の人々や胎児への影響などにも触れるようにする。また、喫煙や飲酒による健康課題を防止するには、正しい知識の普及、健全な価値観の育成などの個人への働きかけ、及び法的な整備も含めた社会環境への適切な対策が必要であることを理解できるようにする。

その際、好奇心、自分自身を大切にする気持ちの低下、周囲の人々の行動、マスメディアの影響、ニコチンやエチルアルコールの薬理作用などが、喫煙や飲酒に関する開始や継続の要因となることにも適宜触れるようにする。

がん対策の歩み

平成18年

がん対策基本法 公布

平成19年

がん対策推進基本計画（第1次）

平成24年

がん対策推進基本計画（第2次）

がん対策推進基本計画（平成24年6月閣議決定）

重点的に取り組むべき課題

(1) 放射線療法、化学療法、手術療法の更なる充実とこれらを専門的に行う医療従事者の育成

(2) がんと診断された時からの緩和ケアの推進

(3) がん登録の推進

新(4) 働く世代や小児へのがん対策の充実

全体目標【平成19年度からの10年目標】

(1) がんによる死亡者の減少
(75歳未満の年齢調整死亡率の20%減少)

(2) すべてのがん患者とその家族の苦痛の軽減と療養生活の質の維持向上

新(3) がんになっても安心して暮らせる社会の構築

分野別施策及びその成果や達成度を計るための個別目標

1. がん医療

- ① 放射線療法、化学療法、手術療法のさらなる充実とチーム医療の推進
- ② がん医療に携わる専門的な医療従事者の育成
- ③ がんと診断された時からの緩和ケアの推進
- ④ 地域の医療・介護サービス提供体制の構築
- 新** ⑤ 医薬品・医療機器の早期開発・承認等に向けた取組
- ⑥ その他（希少がん、病理診断、リハビリテーション）

2. がんに関する相談支援と情報提供

患者とその家族の悩みや不安を汲み上げ、患者とその家族にとってより活用しやすい相談支援体制を実現する。

3. がん登録

法的位置づけの検討も含め、効率的な予後調査体制の構築や院内がん登録を実施する医療機関数の増加を通じて、がん登録の精度を向上させる。

4. がんの予防

平成34年度までに、成人喫煙率を12%、未成年の喫煙率を0%、受動喫煙については、行政機関及び医療機関は0%、家庭は3%、飲食店は15%、職場は平成32年までに受動喫煙の無い職場を実現する。

5. がんの早期発見

がん検診の受診率を5年以内に50%（胃、肺、大腸は当面40%）を達成する。

6. がん研究

がん対策に資する研究をより一層推進する。2年以内に、関係省庁が連携して、がん研究の今後の方向性と、各分野の具体的な研究事項等を明示する新たな総合的がん研究戦略を策定する。

新 7. 小児がん

5年以内に、小児がん拠点病院を整備し、小児がんの中核的な機関の整備を開始する。

新 8. がんの教育・普及啓発

子どもに対するがん教育のあり方を検討し、健康教育の中でがん教育を推進する。

新 9. がん患者の就労を含めた社会的な問題

就労に関するニーズや課題を明らかにした上で、職場における理解の促進、相談支援体制の充実を通じて、がんになっても安心して働き暮らせる社会の構築を目指す。

「がん教育」に関する政府と文部科学省のスケジュール

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
政府	がん対策推進基本計画(平成24年6月策定)【平成24年度～平成28年度までの5年間】 ○がんの教育・普及啓発 5年以内に、学校での教育の在り方を含め、健康教育全体の中で「がん教育」をどのようにすべきか検討し、検討結果に基づく教育活動の実施を目標とする				
		政府成長戦略での「がん教育」の位置づけ			
文 部 科 学 省		「がんに関する検討委員会」 日本学校保健会主催 (文部科学省補助金) ○有識者からなる検討会を設置し学校における「がん教育」の在り方について検討	「がん教育」の在り方に関する検討会 <u>文部科学省主催</u> ○1年目 ・「がん教育」の基本方針について検討 ※フレームワークの検討 ○2年目 ・「がん教育」に必要な教材等の開発 ・外部人材の活用方法等について検討 ○3年目 ・「がん教育」に必要な教材等の修正 ・外部人材の活用方法等について検討 ・報告書の作成 ※「がん教育」推進のための準備期間		
			○モデル事業の実施 期待される成果 ・教育委員会等によるがんの教育用教材の作成 ・専門医等の講師派遣 ・教職員用研修会の開催 など		
			○1年目 希望地域において、事業を実施。	○2年目 基本方針を基に1年目の実施地域を中心に、地域を絞って実施。	○3年目 事業の課題の改善、教材等を活用して実施。
			学習指導要領改訂の必要性について検討		

学校におけるがん教育の在り方について(報告)概要

(平成27年3月)

1. 学校におけるがん教育を取り巻く状況

- ・がんは重要な課題であり、健康に関する国民の基礎的教養として身に付けておくべきものとなりつつある。
- ・がん対策推進基本計画で、5年以内に、「がん」教育をどのようにすべきか検討し、検討結果に基づく教育活動の実施が目標とされている。
- ・国において、モデル事業を実施するとともに、有識者による検討会を設置し、今後のがん教育の推進に向けて検討。

2. 学校におけるがん教育の基本的な考え方

(1)がん教育の定義

健康教育の一環として、がんについての正しい理解と、がんと向き合う人々に対する共感的な理解を深めることを通して、自他の健康と命の大切さについて学び、共に生きる社会づくりに寄与する資質や能力の育成を図る。

(2)がん教育の目標

- ①がんについて正しく理解することができるようにする
- ②健康と命の大切さについて主体的に考えることができるようにする

(3)がん教育の具体的な内容

ア	がんとは（がんの要因等）	カ	がんの治療法
イ	がんの種類とその経過	キ	がん治療における緩和ケア
ウ	我が国のがんの状況	ク	がん患者の生活の質
エ	がんの予防	ケ	がん患者への理解と共生
オ	がんの早期発見・がん検診		

(4)留意点

- ①学校教育活動全体での推進
- ②発達の段階を踏まえた指導
- ③外部講師の参加・協力など関係諸機関との連携
- ④がん教育で配慮が必要な事項

3. 今後の検討課題

平成29年度以降全国に展開することを目指し、以下のことについて検討。

(1)がんに関する教材や指導参考資料の作成

映像を含めたわかりやすい教材等の開発とその活用方法等が示された指導参考資料の作成が重要。

(2)外部講師の確保等

がんという専門性の高さに鑑みて、専門機関等との連携を進めるなど、がんの専門家の確保が重要。

(3)研修

管理職を含む教職員に対する研修と、医療関係者やがん経験者等の外部指導者に対する研修について、研修プログラムの作成と研修体制の整備を検討。

(4)がん教育の評価について

教育効果を確認するための児童生徒を対象とする評価と、事業の適切さを確認するための学校や教育委員会と事業の企画や実施等を対象とする評価が必要。

(5)教育課程上の位置付け

中央教育審議会における教育課程の在り方に関する議論において、健康教育の在り方全体の議論の中で検討。

がん対策は、「がん対策推進基本計画」(平成24年6月)に沿って進めている。基本計画では、平成19年度から10年でがんの年齢調整死亡率を20%減少させることを全体目標としているが、このままでは目標達成が難しいと予測されている。このため、平成27年6月1日に開催された「がんサミット」で内閣総理大臣の指示を受け、厚生労働省が中心となり、基本計画に示されている分野のうち、①遅れているため「加速する」ことが必要な分野、②当該分野を「加速する」ことにより死亡率減少につながる分野に絞り、短期集中的に実行すべき具体策を明示した「がん対策加速化プラン」を策定することとした。プランの3つの柱は「がんの予防」、「がんの治療・研究」、「がんとの共生」である。(ページ2)

実施すべき具体策

予防(ページ3)

- ① がん検診
 - ・ 精検受診率等の目標値設定
 - ・ 市町村、保険者の受診率及び取組事例等の公表
 - ・ 保険者に対する検診ガイドラインの策定
 - ・ 検診対象者等へのインセンティブの導入
- ② たばこ対策
 - ・ FCTCや海外のたばこ対策を踏まえた、必要な対策の検討
 - ・ 厚生労働省としては、たばこ税の税率の引上げを継続して要望
 - ・ ラグビーW杯、東京オリンピック・パラリンピックに向けた受動喫煙防止対策の強化
- ③ 肝炎対策
 - ・ 患者の自己負担の軽減を通じた、重症化予防の推進
- ④ 学校におけるがん教育
 - ・ 「がんの教育総合支援事業」の実施 等

治療・研究(ページ4)

- ① がんのゲノム医療
 - ・ ゲノム医療実現に向けた実態調査
 - ・ 全ゲノム情報等の集積拠点の整備
 - ・ 家族性腫瘍の検査・治療等の検討
- ② 標準的治療の開発・普及
 - ・ 高齢者や他疾患を持つ患者への標準的治療の検証
- ③ がん医療に関する情報提供
 - ・ 患者視点で簡単に検索できる拠点病院検索システムの構築
- ④ 小児・AYA世代のがん、希少がん
 - ・ 小児がん医療提供体制、長期フォローアップ体制等の検討
 - ・ AYA世代のがん医療等の実態調査
- ⑤ がん研究
 - ・ 「健康・医療戦略」・「医療分野研究開発推進計画」及び「がん研究10か年戦略」を踏まえた研究の推進 等

がんとの共生(ページ5)

- ① 就労支援
 - ・ 拠点病院における仕事の継続を重視した相談支援の実施
 - ・ ハローワークにおける就職支援の全国展開、事業主向けセミナー等の開催
 - ・ 産業保健総合支援センターの相談員による企業等に対する相談対応等の支援
 - ・ 企業向けのガイドラインの策定及び普及啓発
- ② 支持療法の開発・普及
 - ・ 支持療法に関する研究の推進
- ③ 緩和ケア
 - ・ 緩和ケアチームの実地研修の実施
 - ・ 患者の苦痛のスクリーニング方法の事例集の作成
 - ・ 地域連携のための訪問看護師の育成 等

避けられるがんを防ぐ

がん死亡者の減少

がんと共に生きる

“がん”を克服し、活力ある健康長寿社会を確立

がん教育推進のための教材

平成28年4月
(平成29年6月一部改訂)

文部科学省

1 がんとはどのような病気でしょうか？

(1) がんとは

人間の体は、細胞からできています。正常な細胞の遺伝子に傷がついてできる異常な細胞のかたまりの中で悪性のものを「がん」といいます。

健康な人の体でも毎日、多数のがん細胞が発生していますが、免疫が働いてがん細胞を死滅させています。しかし、この免疫が年を取ることなどにより低下すると、発生したがん細胞を死滅させることが難しくなります。また、がん細胞は、無秩序に増え続けて周囲の組織に広がり、ほかの臓器にも移動してその場所でも増えていきます(転移)(図1)。

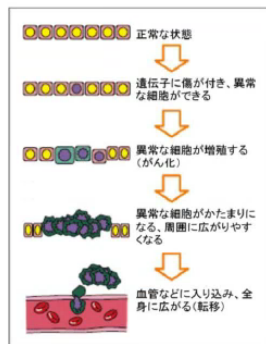


図1. がんの発生と経過
(出典: 国立がん研究センターがん情報サービス「知っておきたいがんの基礎知識」より一部改変)

4 がんの予防

(1) がんの原因は一つではない

がんにかかる原因は、生活習慣、細菌・ウイルス感染、持って生まれた体質(遺伝素因)など、様々あります。これらのどれか一つが原因となるということではなく、幾つかが重なり合ったときに、その可能性が高まります。例えば、胃がん、肝がん、子宮頸(けい)がんなどは、細菌やウイルス等の感染が原因で発生するものが多いと言われています。

(2) 望ましい生活習慣(図1)

① たばこを吸わない

たばこの煙には、多くの発がん物質が含まれており、喫煙は肺がんをはじめとして多くのがんにかかる危険性を高めることが明らかになっています。例えば、たばこを吸う人が、肺がんで死亡する危険性は、吸わない人と比べると男性で約4.8倍、女性で約3.9倍です。たばこの体への影響は、若い人ほど受けやすいことが指摘されています。また、他人が吸っているたばこの煙もできるだけ避ける必要があります。

② 過度の飲酒をしない

酒を大量に飲むと発がん物質が体内に取り込まれやすくなり、アルコールが通過する口腔(くう)、咽(いん)頭、食道や、アルコールを処理する肝臓などのがんにかかる危険性が高まります。

③ バランスの良い食事をする

塩分の多い食べ物のとりすぎは、胃がんにかかる危険性を高めます。また、熱い飲食物の摂取は、食道がんにかかる危険性を高める可能性があります。逆に、野菜や果物の摂取は、食道がんや胃がんにかかる危険性を低くする可能性があります。

④ 積極的に身体活動をする

運動不足は、大腸がんや乳がんなどにかかる危険性を高めます。生涯を通じて体力に応じた適度な運動を日常生活に取り入れることで、がんの予防が期待できます。

⑤ 適正体重を維持する

肥満は、がんの原因になる場合があります。日本では、やせすぎもがんの原因になると言われています。自分自身の体重を適正な範囲に保つことは、がんを予防するためにも大切です。



(出典: 国立がん研究センター社会と健康研究センター予防研究グループ 科学的根拠に基づく発がん性・がん予防効果の評価とがん予防ガイドライン提言に関する研究を基に国立がん研究センターがん情報サービスが作成(より一部改変))

小学生用教材案

あなたは、がんという病気を知っていますか？

がんは、治らない病気だとか、とても怖い病気だと思いませんか？

現在、日本人の2人に1人ががんになり、3人に1人ががんで亡くなっています。日本人の死亡原因の1位が、がんです。

なぜ、がんになるかというと、私たちの生活習慣と大きな関わりがあります。

たばこはがんの原因のトップですが、酒の飲みすぎ、運動不足、太りすぎ、やせすぎ、野菜や果物不足、塩分のとりすぎ、などの生活習慣が、がんになる可能性を高めます。そのため、日ごろから健康的な生活習慣を心がけ、がんの予防に努めましょう。

また、がんは、早く発見して適切な治療をすれば、健康な生活に戻れます。がんにかかっても、がんに向き合い、生き生きと日常生活を続け、治療を受けながら仕事をしている人もいます。

みなさん、がんについて学習して、健康や命の大切さについて考えてみましょう。

(表) がんにかかる割合

男性	女性
63%	47%

表1. 出典: 国立がん研究センターがん情報サービス「がん登録・統計」
最新がん統計より作成



命あるかぎり、あなたに伝えたい

Aさんのお子さん「Bくん」が幼稚園の年少のときのことで。1か月以上
かぜが治らず熱も出たので、病院に行くと、お医者さんに言われました。
「白血病です。血液のがんです。治療で一時的によくなりますが、完全に治すことは難しいで
す。」

Aさんは涙が止まりませんでした。

それから毎日毎日、薬でのつらい治療。治療をしている時は、食欲もなくなります。かみの毛が
ぬけたり、口内炎がひどくなり、食べることもできなくなったりします。毎日がたたかいてした。

病院には、同じ年くらいの友達がたくさんいました。みんななかよく楽しく遊んだり、勉強したり
しました。しかし、昨日まで一緒に遊んでいた友達の病室が静かになり、ある日突然いなくなってし
まうのです。そののくり返しにも関わらず、だれも「どうして？」と聞きませんでした。

小学校1年生の5月。Bくんは天国へ旅立ちました。最後まで苦しんで亡くなりました。Aさんは、
苦しくて、苦しくて見ていられませんでした。

それから十数年。病院の検査で、Aさん本人にもがんが見つかりました。胃がんでした。この時、
Aさんの娘はまだ小学校5年生でした。Aさんの頭の中にさまざまな思いがめぐりました。いろいろ
考えた結果、子供たちにはがんであることは伝えずに入院しました。

つらい抗がん剤治療。Aさんは、Bくんもこんなにつらい経験をしていただと改めて感じました。
だからこそ、どんなつらい治療にも弱音をはきませんでした。

昔とは違い、がんは治ることもある病気です。胃がんの手術をし、一旦は治りました。しかし、3年
後に少し残っていた胃にがんが見つかり、再び手術を行いました。さらに2年後に別のがんが見
つかり、また手術をしました。なんとしつこい病気なのでしょう。Aさんは涙をこらえることができません
でした。それでもがんと立ち向かい、完全に治りました。

3度目のがんの直後、娘の通う高校で、「3度のがん経験」を話す機会をもらいました。
それをきっかけに、学校で講演を始めました。

もしかしたら、またがんになるかもしれません。そうでなくても人間である以上、いつか死んでしま
います。そんな中、残りの人生を自分が経験したことや感じたことを多くの人に伝えようと心に決め
ています。

Aさんは、自分ががんになった時に支えてもらった方への感謝の気持ちを忘れないで、1日1日
を大切にしながら今を生きています。Aさんは講演の最後に必ずこう伝えていきます。
「平凡な日常は、実はとても幸せなことなのです。ご両親やお友達を大切にしましょうね。」



Aさん



スライド教材



ティーチャーズガイド



授業準備の負担軽減や適切な授業の展開に

文部科学省 がん教育推進のための教材 指導参考資料 (平成29年5月公開)

http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1385781.htm

公益財団法人日本対がん協会作成
がん教育アニメ教材
「よくわかる！がんの授業」
(文部科学省選定)



<http://www.jcancer.jp/cancer-education/material09.html>

外部講師を用いたがん教育ガイドライン（抄）

3 がん教育実施上の留意点

（2）外部講師

がんに関する科学的根拠に基づいた理解をねらいとした場合は、専門的な内容を含むため、**学校医、がん専門医（がん診療連携拠点病院の活用を考慮）など、医療従事者**による指導が効果的と考えられる。また、健康や命の大切さをねらいとした場合は、**がん患者やがん経験者**による指導も効果的と考えられる。

その際、例えば、各教科担任が実施する授業と、専門家等の外部講師の協力を得て実施する学校行事等に関連されて指導することでより成果を上げるように留意する。

ただし、それぞれの専門性は備えていても児童生徒に対する教育指導に関しては専門家ではないので、**事前に講師候補者に対し、学習指導上の留意点について共有する**。また、これらの関係者との連携は重要であるが、授業計画の作成に当たっては、授業を企画する教員が主体となるよう留意すべきである。



都道府県の組織構築(イメージ図)

外部講師を活用したがん教育の実施に向けて、都道府県教育委員会は

- 外部講師を活用したがん教育推進に係る事項の整理
- 外部講師としての活用が考えられる地域の専門家等(学校医、がん専門医、がん経験者等)の中から、学校における講演等の実施者として相応の者をリストアップ
- 学校との日程の調整等の支援

等を、地域の実情を踏まえて下記のような組織を構築して実施することが考えられる。

A方式

がん教育推進協議会(仮称)

- ・保健福祉部局
- ・地区医師会
- ・がん専門医
- ・患者会
- ・PTA等

必要に応じて
関係機関等
が参画

教育委員会

B方式

都道府県 がん対策推進協議会

- ・保健福祉部局
- ・地区医師会
- ・がん専門医
- ・患者会
- ・PTA等



教育委員会

C方式

都道府県 がん対策推進協議会

指示・支援 ↓

↑ 外部講師のリストアップ
教材の開発 等

都道府県 がん対策推進協議部会

- ・保健福祉部局
- ・地区医師会
- ・がん専門医
- ・患者会
- ・PTA等



教育委員会

D方式

協議会は設置せずとも、教育委員会と衛生主管部局が連携して取組内容を決定

外部講師の調整の支援、教材の紹介等

外部講師の必要数・がん教育の実施状況を報告

市区町村教育委員会

外部講師の調整、学校におけるがん教育の支援等

外部講師の必要数・がん教育の実施状況を報告

学 校

がん対策の歩み

平成18年

がん対策基本法 公布

平成19年

がん対策推進基本計画（第1次）

平成24年

がん対策推進基本計画（第2次）

平成28年

がん対策基本法の一部を
改正する法律 公布

改正がん対策基本法の概要

1. 目的規定の改正(第1条)

目的規定に「がん対策において、がん患者(がん患者であった者を含む。)がその状況に応じて必要な支援を総合的に受けられるようにすることが課題となっていること」を追加

2. 基本理念の追加(第2条)

- ①がん患者が尊厳を保持しつつ安心して暮らすことのできる社会の構築を目指し、がん患者が、その置かれている状況に応じ、適切ながん医療のみならず、福祉的支援、教育的支援その他の必要な支援を受けることができるようにするとともに、がん患者に関する国民の理解が深められ、がん患者が円滑な社会生活を営むことができる社会環境の整備が図られること
- ②それぞれのがんの特性に配慮したものとなるようにすること
- ③保健、福祉、雇用、教育その他の関連施策との有機的な連携に配慮しつつ、総合的に実施されること
- ④国、地方公共団体、医療保険者、医師、事業主、学校、がん対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者の相互の密接な連携の下に実施されること
- ⑤がん患者の個人情報の保護について適正な配慮がなされるようにすること

3. 医療保険者の責務・国民の責務の改正(第5条、第6条)

- ①医療保険者は、がん検診の結果に基づく必要な対応に関する普及啓発等の施策に協力するよう努力
- ②国民は、がんの原因となるおそれのある感染症に関する正しい知識を持ち、がん患者に関する理解を深めるよう努力

4. 事業主の責務の新設(第8条)

がん患者の雇用の継続等に配慮するとともに、がん対策に協力するよう努力

5. がん対策基本計画等の見直し期間の改正(第10条、第12条)

がん対策推進基本計画・都道府県がん対策推進計画の見直し期間を「少なくとも6年ごと」(現行は5年)に改正

6. 基本的施策の拡充

(1) がんの原因となるおそれのある感染症並びに性別、年齢等に係る特定のがん及びその予防等に関する啓発等(第13条)

(2) がんの早期発見の推進(第14条)

①がん検診によってがん罹患している疑いがあり、又は罹患していると判定された者が必要かつ適切な診療を受けることを促進するため、必要な環境の整備その他の必要な施策を明記

②がん検診の実態の把握のために必要な措置を講ずるよう努力

(3) 緩和ケアのうち医療として提供されるものに携わる専門性を有する医療従事者の育成(第15条)

(4) がん患者の療養生活の質の維持向上に係る規定の改正(第17条)

①がん患者の状況に応じて緩和ケアが診断時から適切に提供されるようにすること

②がん患者の状況に応じた良質なリハビリテーションの提供が確保されるようにすること

③がん患者の家族の生活の質の維持向上のために必要な施策を明記

(5) がん登録等の取組の推進(第18条)

(6) 研究の推進等に係る規定の改正(第19条)

①がんの治療に伴う副作用、合併症及び後遺症の予防及び軽減に関する方法の開発その他のがん患者の療養生活の質の維持向上に資する事項を追加

②罹患している者の少ないがん及び治癒が特に困難であるがんに係る研究の促進についての必要な配慮を追加

③がん医療に係る有効な治療方法の開発に係る臨床研究等が円滑に行われる環境の整備に必要な施策を明記

(7) がん患者の雇用の継続等(第20条)

(8) がん患者における学習と治療との両立(第21条)

(9) 民間団体の活動に対する支援(第22条)

(10) がんに関する教育の推進(第23条)

（新）中学校学習指導要領 （平成29年3月告示）【保健体育（抜粋）】

第2 各学年の目標及び内容

〔保健分野〕

2 内容

(1) 健康な生活と疾病の予防について、課題を発見し、その解決を目指した活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 健康な生活と疾病の予防について理解を深めること。

(ア) 健康は、主体と環境の相互作用の下に成り立っていること。また、疾病は、主体の要因と環境の要因が関わり合って発生すること。

(イ) 健康の保持増進には、年齢、生活環境等に応じた運動、食事、休養及び睡眠の調和のとれた生活を続ける必要があること。

(ウ) 生活習慣病などは、運動不足、食事の量や質の偏り、休養や睡眠の不足などの生活習慣の乱れが主な要因となって起こること。また、生活習慣病などの多くは、適切な運動、食事、休養及び睡眠の調和のとれた生活を実践することによって予防できること。

(エ) 喫煙、飲酒、薬物乱用などの行為は、心身に様々な影響を与え、健康を損なう原因となること。また、これらの行為には、個人の心理状態や人間関係、社会環境が影響することから、それぞれの要因に適切に対処する必要があること。

(オ) 感染症は、病原体が主な要因となって発生すること。また、感染症の多くは、発生源をなくすこと、感染経路を遮断すること、主体の抵抗力を高めることによって予防できること。

(カ) 健康の保持増進や疾病の予防のためには、個人や社会の取組が重要であり、保健・医療機関を有効に利用することが必要であること。また、医薬品は、正しく使用すること。

3 内容の取扱い

(1) 内容の(1)のアの(ア)及び(イ)は第1学年、(1)のアの(ウ)及び(エ)は第2学年、(1)のアの(オ)及び(カ)は第3学年で取り扱うものとし、(1)のイは全ての学年で取り扱うものとする。内容の(2)は第1学年、(3)は第2学年、(4)は第3学年で取り扱うものとする。

(3) 内容の(1)のアの(イ)及び(ウ)については、食育の観点も踏まえつつ健康的な生活習慣の形成に結び付くように配慮するとともに、必要に応じて、コンピュータなどの情報機器の使用と健康との関わりについて取り扱うことにも配慮するものとする。また、**がんについても取り扱うものとする。**

(11) 保健分野の指導に際しては、自他の健康に関心をもてるようにし、健康に関する課題を解決する学習活動を取り入れるなどの指導方法の工夫を行うものとする。

(新) 中学校学習指導要領解説【保健体育（抜粋）】

① がんの予防

がんは、異常な細胞であるがん細胞が増殖する疾病であり、その要因には不適切な生活習慣をはじめ様々なものがあることを理解できるようにする。

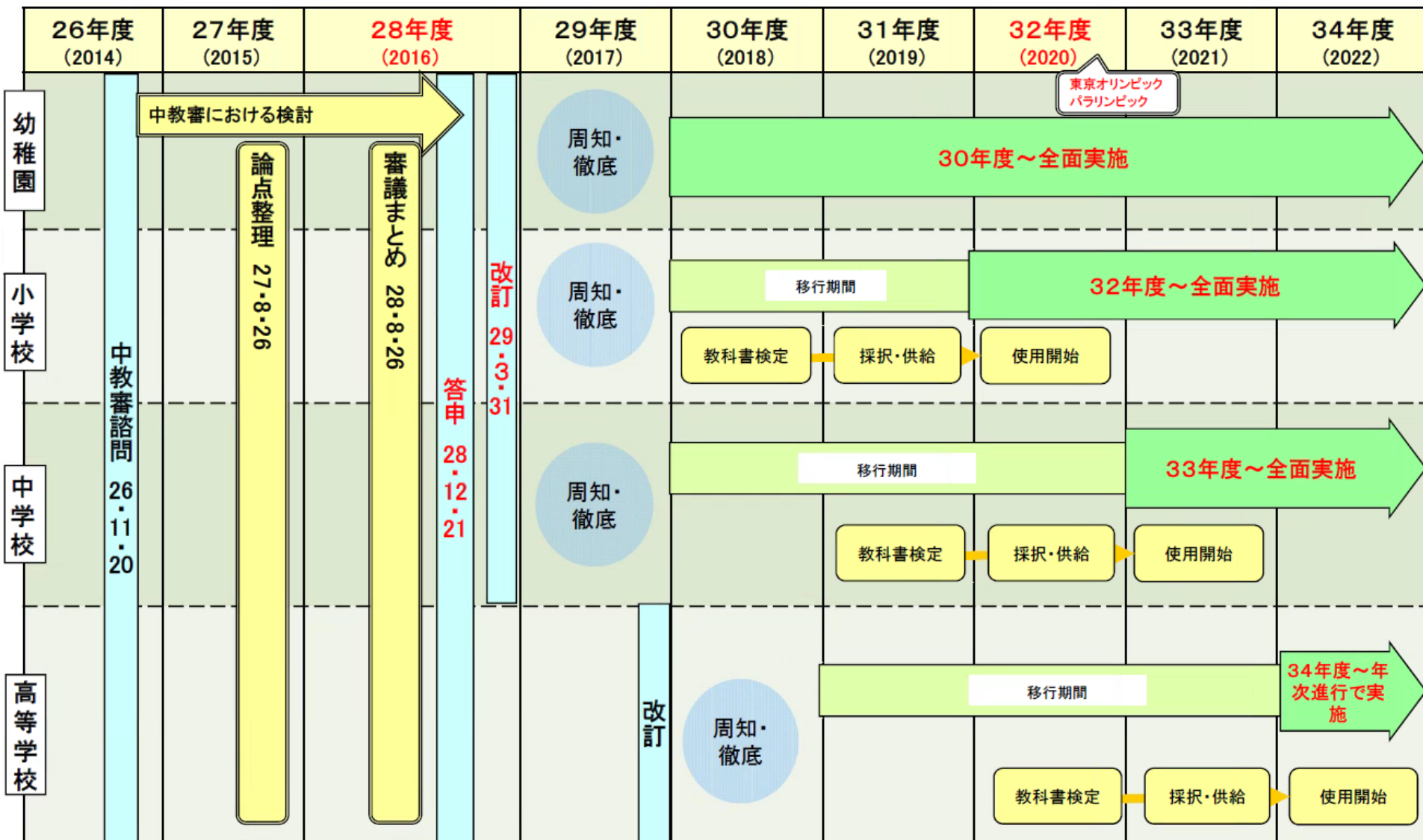
また、がんの予防には、生活習慣病の予防と同様に、適切な生活習慣を身に付けることなどが有効であることを理解できるようにする。

なお、㊦、㊧の内容と関連させて、健康診断やがん検診などで早期に異常を発見できることなどを取り上げ、疾病の回復についても触れるように配慮するものとする。

(11)は、自分はもとより他者の健康に関心をもてるようにするとともに、健康に関する課題を解決する学習活動を積極的に行うことにより、資質・能力の三つの柱をバランスよく育成していくことを示したものである。

指導に当たっては、生徒の内容への興味・関心を高めたり、思考を深めたりする発問を工夫すること、自他の日常生活に関連が深い教材・教具を活用すること、事例などを用いたディスカッション、ブレインストーミング、心肺蘇生法などの実習、実験、課題学習などを取り入れること、また、必要に応じてコンピュータ等を活用すること、学校や地域の実情に応じて、**保健・医療機関等の参画** 養護教諭や栄養教諭、学校栄養職員などとの連携・協力を推進することなど、多様な指導方法の工夫を行うよう配慮することを示したものである。

今後の学習指導要領改訂に関するスケジュール（現時点の進捗を元にしたイメージ）



特別支援学校学習指導要領（幼稚部及び小学部・中学部）についても、平成29年4月28日に改訂告示を公示。
 特別支援学校学習指導要領（高等部）についても、高等学校学習指導要領と一体的に改訂を進める。

平成29年度がんの教育総合支援事業

(前年度予算額 : 31,960千円)
29年度予算額 : 32,445千円

背景

- ・がん対策基本法に基づく第二期がん対策推進基本計画(H24～H28)では、教育の重要性に鑑み、子供に対するがん教育の在り方を検討し、検討結果に基づく、教育活動を実施することが目標とされている。
- ・文部科学省では、平成29年度からの全国展開を目指し、平成26年度～28年度にモデル事業を実施するとともに、がん教育の在り方について検討を進めてきたところ。
- ・今後は、モデル事業の成果と課題を踏まえた上で、その内容を全国に普及するとともに、より効果的ながん教育が実施されるよう、指導方法の充実が必要となる。

がんの教育総合支援事業(平成26年度～)の成果及び課題

◆成果

- モデル校における授業実施後、児童生徒のがんに対する知識や意識の向上※
 - ・がんの学習は、健康な生活を送るために重要だ
(71.5%→87.5%)
 - ・日頃から、健康な体づくりに取り組もうと思う
(54.2%→70.3%)
 - ・がん検診を受けられる年齢になったら、検診を受けようと思う
(54.4%→71.7%)
- 協議会の設置により、保健福祉部局、医師、学識経験者、がん経験者等のネットワークの構築
- がん教育の指導方法の確立(参考となる教材や手引きの作成)

※ 平成27年度モデル校アンケートより

◆課題

- 外部講師の確保が困難(全校実施にあたり)
→平成27年度事業でガイドラインを作成
- 発達段階に応じた教材や指導案等が必要
→平成27、28年度事業で参考となる教材等を作成
- がん教育を展開するにあたり、保健福祉部局、医師、学識経験者、がん経験者等関係者の更なる連携強化が必要
→モデル事業の成果を踏まえて各自治体において実施
- 教員のがんについての正しい知識や理解が不十分
- 外部講師への学校での指導方法等についての研修等が不十分
- 教材や外部講師を活用した指導の方法等の充実

平成29年がんの教育総合支援事業

◆がん教育を実施する教員・外部講師等の指導の充実

全国展開に向けて、教員及び外部講師の質の向上や指導方法の充実に継続して取り組む必要がある。

○教員や外部講師の資質向上を目的としたがん教育研修会の実施

教員にはがんについての正しい知識や理解を、外部講師には学校でがん教育を実施する上での指導方法や留意点を研修

○地域や学校の実情を踏まえたがん教育の指導の方法の充実

先進校における公開授業、地域の実情に応じた教材の開発 等

がん教育総合支援事業

(平成29年度予算額 : 32百万円)
平成30年度概算要求額 : 39百万円

背景

- 平成28年12月に改正されたがん対策基本法第23条では、「国及び地方公共団体は、国民が、がんに関する知識及びがん患者に関する理解を深めることができるよう、学校教育及び社会教育におけるがんに関する教育の推進のために必要な施策を講ずるものとする。」というように、がん教育の文言が新たに記載された。
- 平成29年度から平成34年度までの6年間を対象とした第三期がん対策推進基本計画(案)では、がん教育について、「国は、全国の実施状況を把握した上で、地域の実情に応じた外部講師の活用体制を整備し、がん教育の充実に努める。」とされている。
- 平成29年3月に小学校及び中学校の学習指導要領が改訂され、移行期間中に新学習指導要領の対応を検討する必要がある。

課題

①教員のがんについての知識・理解が不十分

健康については、子供の頃から教育することが重要であり、学校でも健康の保持増進と疾病の予防という観点からがん教育に取り組んでいるが、教員のがんに関する知識が不十分であることや外部講師が学校で指導する際の留意点等の認識が不十分である。

②がん教育の全国への普及・啓発が必要

がん教育に対して地域により温度差があるため、全国で実施する新学習指導要領に対応したがん教育の指導内容を充実させ、全国への普及・啓発を図る必要がある。

課題解決のための事業概要

新学習指導要領に対応したがん教育の実施

◆新学習指導要領に対応したがん教育の普及・啓発

【新規】

全国8カ所で、新学習指導要領を踏まえたがん教育について、教員や外部講師の質の向上を図るとともに、各都道府県で行っている先進事例の紹介等を行い、全国への普及・啓発を図る。

- ・教員・外部講師に対する実践的ながん教育研修会の実施
- ・公立以外の国・私立学校も対象としたがん教育シンポジウムの開催

相互に連携

◆地域の実情に応じたがん教育の実施【拡充】

全国でのがん教育の実施状況を調査を踏まえ、新学習指導要領及びそれぞれの地域の実情に応じた、がん教育の取組を支援する。

- ・教育委員会等によるがん教育に関する教材の作成・配布
- ・専門医、がん経験者等の外部講師によるがん教育の実施

成果

- 本事業により、がんに対する正しい理解とがん患者に対する正しい認識及び命の大切さに対する理解の深化を図る。
- 新学習指導要領に対応したがん教育の充実に促す。

[会見・報道・お知らせ](#)[政策・審議会](#)[白書・統計・出版物](#)[申請・手続き](#)[文部科学省の紹介](#)[トップ](#) > [教育](#) > [学校保健、学校安全、食育](#) > [学校保健の推進](#) > [がん教育](#)

●がん教育

- [がん教育推進のための教材\(平成29年6月 一部改訂\)](#)
- [がん教育推進のための教材 指導参考資料](#)

がん教育

- [学校におけるがん教育の在り方について\(報告\)](#)
- [外部講師を用いたがん教育ガイドライン](#)
- [平成28年度がんの教育総合支援事業成果報告会](#)
- [がんの教育総合支援事業におけるモデル校の取組](#)

お問合せ先

初等中等教育局健康教育・食育課

(初等中等教育局健康教育・食育課)

— 登録:平成28年04月 —

[会見・報道・お知らせ](#) | [政策・審議会](#) | [白書・統計・出版物](#) | [申請・手続き](#) | [文部科学省の紹介](#) | [教育](#) | [科学技術・学術](#) | [スポーツ](#) | [文化](#)

[御意見・お問合せ](#) | [プライバシーポリシー](#) | [リンク・著作権について](#) | [アクセシビリティへの対応について](#)

文部科学省 〒100-8959 東京都千代田区霞が関三丁目2番2号 電話番号:03-5253-4111(代表) 050-3772-4111 (IP 電話代表) [案内図](#)



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

ご清聴ありがとうございました